

広島市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者募集に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和5年8月28日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 目的

市の行政財産を有効活用し、新たな収入を確保するとともに、市民の利便性の向上や職員の福利厚生の実現を図るため、本庁舎内にコンビニを設置する。

2 設置の概要

(1) 所在地

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

(2) 設置場所

広島市役所本庁舎 1階市民ロビー内

(3) 面積

130 m²

(4) 契約方法

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付により出店するものとする。

(5) 貸付期間

貸付期間は5年間

(6) 営業日

広島市の休日（平成3年条例第49号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）以外の日とする。

(7) 営業時間

7時30分から19時まで営業するものとする。

(8) 貸付料

応募者提案額（下限額は行政財産目的外使用料相当額*）を貸付料とする。

※月額25万3,277円、年額303万9,324円

(9) 契約保証金の免除

契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは契約保証金を免除するものとする。

(10) その他、詳細は広島市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者募集要項「以下（募集要項という。）による。

(11) 契約担当課及び係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 本庁舎9階

広島市役所企画総務局総務課庁舎管理係

T E L 082-504-2035、F A X 082-504-2069

メールアドレス：soumu@city.hiroshima.lg.jp

3 参加資格条件

- (1) (一社) 日本フランチャイズチェーン協会に加入しているコンビニ運営会社（チェーン本部）であること。（個人事業者は応募できないものとする。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (5) 法令等の規定により営業等について許可等を要する場合は、該当する許可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。

4 応募関係書類の入手方法

広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和5年度 方式・案件名」→「【公募型プロポーザル】広島市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者募集」からダウンロードすること。

5 応募申込書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和5年9月6日(水)まで

(2) 提出場所

前記2(11)の契約担当課及び係

(3) 提出方法

応募申込書一式を持参又は郵送により提出すること。

※1 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土、日及び祝日を除く。）

※2 郵送の場合は、書留・簡易書留及び配達記録郵便に限る。（提出期限までに必着のこと。）

6 質疑書及びその回答

(1) 提出期間

公示日から令和5年9月14日(木)まで

(2) 提出場所

前記2(1)の契約担当課及び係

(3) 提出方法

質疑書（様式5）により、電子メール又は持参により提出すること。

(4) 回答方法

広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和5年度 方式・案件名」→「【公募型プロポーザル】広島市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者募集」に掲載する。

7 説明会（現地確認）

応募に当たり、現地確認の希望がある場合は、令和5年9月8日(金)に現地確認の時間を設ける。時間については、希望者を確認のうえで調整する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和5年9月29日(金)まで

(2) 提出場所

前記2(1)の契約担当課及び係

(3) 提出方法

企画提案書一式を持参又は郵送により提出すること。

※1 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土、日及び祝日を除く。）

※2 郵送の場合は、書留・簡易書留及び配達記録郵便に限る。（提出期限までに必着させるのこと。）

9 審査及び事業者選定

(1) 審査体制

広島市本庁舎コンビニエンスストア運営事業者プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最優秀提案者及び次順位提案者を選定する。

(2) 審査方法

広島市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者募集要項による。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、応募者全員に書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果の通知後速やかに、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、広島市ホームページで公表する。

11 応募者の失格

(1) 募集期間内に必要な書類を全て提出しなかった場合

(2) その他、詳細は募集要項による。

12 その他

(1) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。また、計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法第51号）に定めるものとする。

(2) その他、詳細は募集要項による。